

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修 学則

(事業者の名称及び所在地)

第1条 介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）は次の事業者（以下「協議会」という。）が実施する。

法人名 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

所在地 埼玉県東松山市松本町1-7-8

代表者 会長 金子 守

(設置目的)

第2条 本研修は、福祉人材としての高い専門性を持った介護福祉士の養成をめざし、必要な介護及び福祉の知識、技術、マナー及び心構え等を学び、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、これをもって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(研修事業の名称)

第3条 本研修の名称は、次のとおりとする。

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会 介護福祉士実務者研修

(面接授業の場所及び所在)

第4条 本研修は、次の施設にて講義及び演習等を行う。

(1) 講 義 ひがしまつやま市総合福祉エリア 会議室
住まいづくり体験館

(2) 演 習 ひがしまつやま市総合福祉エリア 会議室
住まいづくり体験館

(3) 所在地 埼玉県東松山市大字松山2183

(修業年限)

第5条 本研修の修了年限は6ヶ月とする。

(学級数及び定員)

第6条 学級数は1学級とし、定員は30名とする。

(養成課程及び履修方法)

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り添削課題による通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。））別表1に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第8条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年1月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表2に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第9条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次のとおりとする。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏季休業 8月12日～8月15日

(入学時期)

第10条 入学時期は、7月1日とする。

(受講資格)

第11条 本研修の面接授業を受講可能な範囲に居住し、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。また、申込時点で次の留意事項の確認及び第12条の公的書類等にて本人確認及び証明が出来る者とする。

(1) 受講にあたっての留意事項

- ①日本語を理解し、使用できること。(講義や演習、使用教材の読み書き等)
- ②妊娠もしくは妊娠の可能性がある女性の受講について母子等の健康、保護の観点からも、原則受講できない。ただし、受講の希望がある場合、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。

(受講申込)

第12条 協議会が定める受講申込書、履歴書、誓約書、受講者本人であることを証明できる公的書類(免許証、健康保険証、住民票の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員養成研修1級及び2級課程、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程並びに喀痰吸引等の医療的ケア研修課程に限る。)を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。

ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(研修費用)

第13条 本研修の受講料は、第7条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次のとおりとする。

なお、喀痰吸引等の医療的ケア修了者は、下記受講料(「④介護職員基礎研修修了者かつ喀痰吸引等の医療的ケアを修了した者」を除く)より15,000円減額とする。

また、下記③の受講予定者のうち、協議会が実施する介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修2級の修了者は、下記受講料より22,000円減額とする。

受講予定者	受講料（税抜）
①介護職員基礎研修修了者	65,000円
②訪問介護員養成研修1級修了者	80,000円
③介護職員初任者研修修了者 訪問介護員養成研修2級修了者	110,000円
④介護職員基礎研修修了者かつ喀痰 吸引等の医療的ケアを修了した者	10,000円
⑤認知症実践者 訪問介護員養成研修3級修了者 無資格者(①～④に該当しない者)	120,000円

- 2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。ただし、会長が特別の事由であると認めたときはこの限りでない。
- 3 テキスト代は、実費とする。
- 4 分割納入をする受講者（上記、保有資格①②③⑤に限る）については、分割回数は最大4回の均等分割とし、各納入期日は協議会で指定する。なお、指定期日までに、費用の納入が確認できない場合は、協議会は受講辞退として取り扱うことができる。
- 5 費用を納入した者には、納入時に領収書を発行する。また、領収書の再発行は、破損または紛失した場合に限り申請できる事とし、その際発行手数料500円（※消費税含む）を申請者より徴収する。

（受講者の選考・決定）

第14条 受講者の選考は、第11条及び第12条の要件を満たすと認められる者とし、受講費用の納入（一括または分割）をもって受講者の決定とする。なお、指定期日までに、費用の納入が確認できない場合は、協議会は入学辞退として取り扱うことができる。

（退学、休学及び復学）

第15条 退学しようとする者は、退学願を提出し、協議会の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願（理由書、医師の指示書等）を提出し、協議会の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願（理由書、医師の指示書等）を提出し、協議会の許可を得るものとする。

（学習の評価及び課程修了の認定）

第16条 学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削（A：90点以上、B：80～89点、C：70～79点・D：69点以下）を行うことにより、国指針に定める到達目標を70点以上の修得状況として確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

- 2 受講生の学習、質問については、FAX（0493-25-3305）にて随時受け付け、必要に応じて講師資格要件を満たした者による質問等の対応を行い、回答する。
- 3 介護過程については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。評価基準は、以下のとおりとする。

- ・講義 (試験) 選択式問題 50 問のうち正答数 35 問以上で履修と見なす
- ・演習 評価票を用いて各項目「○できる、△普通、×できない」の評価をし、全項目「△普通」以上で履修と見なす

- 4 医療的ケアについては、添削課題による評価後に試験を実施し、選択式問題 30 問のうち正答数 21 問以上で演習に進めるものとする。また、演習については、各行為 5 回のうち 1 回以上完全に手順を終えれば履修と見なす。
- 5 面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 17 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業の全てに出席していない者及び医療的ケアの演習において所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。ただし、面接授業を欠席した場合において、補講を受けた者は出席とみなす。
- 6 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- 7 本研修全過程を修了した者には、研修修了後に修了証明書を交付する(ただし、本人確認がなされた者に限る)。また、修了証明書の再交付は、所定の申請書により申請を行った者に対し交付する事とし、その際発行手数料 500 円(※消費税含む)を申請者より徴収する。
なお、再交付は、当初交付した修了証明書が破損または紛失した場合に限り行うものとし、氏名変更等による再交付は行わない。また、当初交付した修了証明書が発見された場合には、修了者は直ちに再交付した修了証明書を返還するものとする。
- 8 本研修修了後に介護福祉士国家試験の受験を希望する者には、実務者研修修了(見込)証明書を交付する。ただし、実務者研修修了(見込)証明書は、所定の申請書により申請を行った者に対し交付する。

(補講)

- 第 17 条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講することにより修了する。
- 2 補講を受講する場合は、1 時間 1,000 円(税抜)とする。また、補講は面接授業総時間数の 1/3 の時間数を上限とし、研修期間内に実施するものとする。

(賞罰)

- 第 18 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒処分をすることができる。
- なお、該当するに至った受講者がその間履修した内容は全て無効とする。
- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - (2) 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
 - (3) 病気、けが等で受講が困難と判断された者
- ただし、(3)の受講生が、受講の継続をする場合は、医師の診断書及び本人の誓約書等の提出を行うこととする。その際、万が一事故等が発生しても、協議会は一切責任を負わない。
- 2 懲戒処分は、注意(口頭・文書)、戒告、停学または退学とする。

(教職員の組織)

- 第 19 条 協議会に、養成施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケ

ア担当教員及びその他必要な教職員等をおく。

(使用テキスト)

第20条 本研修は、一般財団法人長寿社会開発センターが出版する「介護福祉士養成 実務者研修テキスト（全9巻）」を用いる。

(受講料返金制度)

第21条 本研修受講後、1年以内に協議会に採用され、一定条件の下で勤務実績があった者は、受講料の全額を返金することとし、一定条件とは以下のとおりとする。ただし、他の助成金等と併用する場合は、受講料を上限とし、その差額を返金することとする。

(1) 対象者

協議会の採用試験を受験し、合格した者

(2) 受講料補助の時期

就業開始後12ヶ月を経過した後13ヶ月目に入り、且つ、累積の勤務実績が960時間を超え961時間目に入った時期とする。

(面接授業の中止等についての対応)

第22条 面接授業の中止については、東松山市に暴風警報・暴風雪警報・各種特別警報が発表されている場合に限り開催中止とし、連絡等は以下のとおりとする。

(1) 授業開始の2時間前までに上記の警報が解除された場合は、予定通り開催とする。

(2) 授業開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合は、午前中の講義は中止し、午後の講義を開催する。

(3) 午後の授業開始の2時間前までに上記の警報が解除されない場合には、当日は中止とする。

※居住地域に上記各号の警報が発表されている場合、または交通機関の故障、道路・橋の損壊等で受講が困難と判断される場合、その旨をひがしまつやま市総合福祉エリア(0493-21-5556)に連絡すること。

(広報及び情報開示)

第23条 本研修は、広報及び情報開示の方法について次のとおり行う。

(1) 広報

当協議会ホームページ、新聞・折込チラシ、社協だより、facebook等を開催案内を掲載し、申込を受付けする。

(2) 情報開示

当協議会ホームページにて情報開示する。

(<http://www.smile-shakyo.jp/>、<http://www.area.or.jp/>)

(個人情報の取り扱い)

第24条 受講者の個人情報については、本研修の目的以外に使用しない。修了後は修了者の名簿を永久保存するものとし、修了証の破損、亡失等による再発行の依頼があった場合に依るものとする。

(面接授業の事故等についての対応)

第25条 万一事故等が発生した場合は、速やかに講師及び本研修担当者に報告し、指示を仰ぎ、自らの勝手な判断で対応しないこととする。

(本研修担当者及び連絡先)

第26条 本研修は次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
総務課 田島 一樹 島村 雄大
電 話：0493-21-5556
FAX：0493-25-3305

(苦情相談担当者及び連絡先)

第27条 本研修における苦情相談については、次の者が担当する。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
総務課長 大久保 知也
電 話：0493-21-5556
FAX：0493-25-3305

(研修責任者名及び連絡先)

第28条 本研修の責任者は次の者とする。

連絡先 社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
事務局長 奥村 一彦
電 話：0493-23-1251 (市民福祉センター)
0493-21-5556 (総合福祉エリア)
FAX：0493-23-8898

(その他の事項)

第29条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、養成施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成30年5月1日から施行する。

(附則)

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	本研修時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	(時間) 5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護過程Ⅰ (20)	20	同上
介護過程Ⅱ (25)	25	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
医療的ケア (51)	51	同上
喀痰吸引及び経管栄養演習	必要回数	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
合計	451	

(別表2) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初 任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全 国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	51 必要回数						喀痰吸引 等研修
介護過程Ⅲ	45					免除	
合 計	451	325	100	325	425	55	